

補助事業評価シート

番号	1	章	施策1 生涯を通じた心と体の健康づくり
----	---	---	---------------------

補助事業の該当する施策名

補助事業名	妊婦健康診査費助成	所管部課	健康部健康推進課	事業開始年度	11 年度
根拠法令(要綱)等	新宿区妊婦健康診査費助成要綱				
19年度決算額 補助率	113,635,000 円 定額	補助対象団体(者)	新宿区に住民登録または外国人登録のある妊婦		
補助することで達成しようとしている区の目的	妊婦健康診査費の一部を助成することにより、妊娠に伴う費用負担の軽減を図り、区民が安心して出産できる環境を整え、心と体の健康づくりに寄与します。				
団体(者)に対する直接の助成目的	妊娠期間中の経済的負担を軽減し、母体の健康保持増進を図り、健やかに安心して出産できる環境づくりを目指します。				
補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・妊婦健康診査費助成金申請書兼請求書 ・東京都以外で妊婦健診(後期)を受診し、区で発行した妊婦健康診査受診票を使用しなかった場合は、母子健康手帳の妊娠の経過が記載されたページのコピー	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 申請の際に区職員が必要書類を審査・認定し、助成金を支給して終了のため清算、実績報告はありません。				
補助金の申請	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか、どのように審査しているか等) 平成19年4月1日以降に出産し、助成金の申請をした方に対し、後期(2回目)の妊婦健診を受診し住所など助成要件を満たしているか申請内容を審査します。				
今後の課題	助成金の支給が出産後の支給となっているため、妊婦健診受診時に健診費用全額を支払う必要があります。今後は妊婦健診受診時の費用負担を軽減することができるよう、助成金の制度の改善を検討していく必要があります。				
補助金の評価	<p>総合評価(A・B・C・D)とその理由 この補助事業の総合評価はAです。 妊婦健診を受診する方の多くが、妊娠に伴う費用負担を軽減するための本制度を利用しており、安全で安心な出産環境の整備という目的に寄与したからです。なお、新宿区の先駆的な取り組みは、平成20年度以降、妊婦健診の充実を図る取り組みとして全国的に広がりました。</p> <p>区と補助対象者との役割分担 妊婦は妊婦健康診査受診票後期(2回目)を都内契約医療機関で使用し、区は助成金の対象者を把握し助成金の申請書を送付及び審査し助成金を支給します。</p> <p>目標の設定 目標設定について、健診費用の負担を軽減することは、妊婦が安全で安心な出産を迎えることに寄与し、妥当であると考えます。しかし、出産後に助成金を支給しているため、妊婦健診受診時に助成できる制度に改善する必要があります。</p> <p>代替手段・効率性 この助成金は、医療機関から届く「妊婦健康診査受診票」請求原票により対象者を把握し、漏れなく支給することができ、効率的に行われています。</p> <p>目標の達成状況 妊婦健康診査後期受診件数1,961件に対して、助成金の支給件数は1,916件であり、95%という目標値に対して97.71%まで達成しました。</p>				
今後の改革方針	より効率的な助成制度を目指して、母子健康手帳交付時にお渡する「妊婦健康診査受診票」の交付枚数を、現行の2枚から80,000円の助成金額を基準とした交付枚数となるよう、助成金制度の廃止も含めて検討しました。その結果、平成20年度から受診票の交付枚数を14枚に増やしました。14枚の受診票の交付を受けた方は助成金の申請手続きが必要なくなり、妊婦健診受診時の費用負担が軽減されます。今後も引き続き、妊婦健康診査の助成制度について周知徹底を行い、妊婦健診の受診率向上を目指します。				

補助事業の根拠法令(要綱)

補助することで達成しようとする区の目的

補助対象者に対する直接の助成目的

補助金の申請に必要な書類及び審査体制

補助金の精算に必要な書類及び審査体制

課題  
補助事業の今後の課題

総合評価とその理由

- A: 目標以上の成果
- B: 計画どおりの成果
- C: 制度改正等により見直し
- D: 目標を下回った

区と補助対象者との役割分担

補助することで設定する区の目的

補助金以外の代替手段があるか、効率的か

区の目的は達成されたか

今後の改革方針  
検討課題を踏まえた補助事業の今後の方向性